

選挙が“わかる” 4コママンガ



選挙啓発キャラクター
いわウソくん

福島県選挙管理委員会いわき地方事務局

国政選挙で投票するには選挙権を有する以外に各市区町村選挙委員会が作成する選挙人名簿に登録されていることが必要だよ。

18歳になると、選挙権が得られて初めて投票に行けるようになるんだ！

初めての選挙...ドキドキだね！



引っ越しをしたら住民票を移そう！

進学や就職で引っ越しをすると、原則、現在住んでいるアパート寮等が住所地になるよ。

住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や、行政サービスにつながる大切な情報だから、他の市区町村に引っ越しをした場合は、住民票を忘れずに移そう！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村になるよ。

他の市区町村に転出しても、住民票を移していない、又は住民票を移して3ヵ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できないんだ。



誰に投票すれば・・・

選挙に行かない理由の1つに「誰に投票したら良いかわからない」というのがあるよね！

そんなときは、選挙公報で自分の考えに近い人を探してみるのも良いかもしれないね。

選挙公報は、公共施設や市内商業施設にも設置しているよ♪

あとは、福島県選挙管理委員会事務局のホームページをみてね～！



投票に行こう！

「投票に行く」ってなると、難しく考えちゃうかもしれないけど、全然そんなことはないよ！

投票所では、係員の案内で、とてもスムーズに投票することができるんだ！



忙しくて投票にいけない... そんなときは！？

投票日当日は、投票所入場券に書いてある投票所でしか投票できないんだ。

でも、用事があったり忙しかったりなど、投票日に投票にいけない場合は「期日前投票所」で投票できるんだよ！

いわき市では期日前投票所が、市役所の東分庁舎や各支所、ラトブ、イオンモールなどに設置されているよ。

詳しくはいわき市選挙管理委員会のホームページを見てね。



投票所入場券をなくしちゃった・・・

「投票所入場券」は、棄権防止・投票所での整理等の方法の一つとして発行しているものだから、それがなければ投票できないというものではないよ。

投票所入場券をなくしたり、忘れていたりしても、本人であることが確認できれば投票できるんだ！

難しい手続きも必要ないので安心してね。



零票確認ってなあに？

零票確認は、投票所に1番に訪れた人だけができる特別な仕事だよ♪

投票所に1番乗りした有権者は、投票箱の中身が空なことを確認をしたうえで、投票箱の施錠に立ち会うんだ！

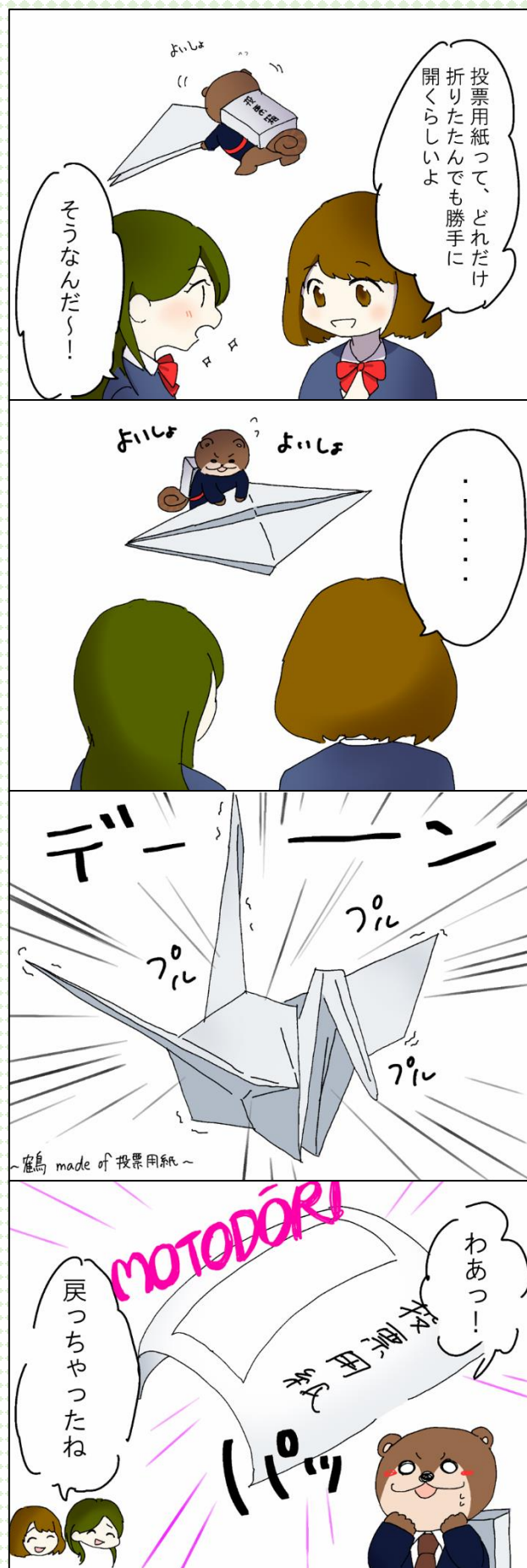
よくみたいに熱心に零票確認を狙ってる人もいるからなかなか難しいけれど、1度チャレンジしてみるのもいい思い出になるかもね。



投票用紙のヒミツ『ユポ』

投票用紙は『ユポ』っていう特殊な素材でできてて、何重に折りたたんで投票箱に入れても、中で勝手に開くっていう特徴があるんだよ！

この特徴のおかげで開票作業がとっても楽になっているんだね♪



ポスターにイタズラしちゃダメ！

選挙のポスターを破ったり、落書きしたりすると、公職選挙法第225条に規定される「選挙の自由妨害罪」に該当して、選挙違反になっちゃうんだ...

4年以下の懲役もしくは禁固または100万円以下の罰金が課されて、選挙権・被選挙権も停止(公職選挙法第252条第1項、第2項)されることになるよ。

そんなのイヤだよね。
だから、絶対にやっちゃダメだよ！



投票干渉罪

投票所についてって、「「〇〇党」と書きなさい」なんて言って、他の人の投票に干渉する行為は、公職選挙法第228条で禁止されているよ！

言ったり言われたりしたことはないかな？
気を付けようね。



投票に行かないと・・・

・・・これは非常に極端なお話だけど、投票していなければどんな人が当選しても文句は言えないよね。

投票しないことで自分が不利益を被らないためにも、きちんと投票して意思表示をすることが大切だよ！



私利私欲党



若い世代の投票率が低い限りは、政治家は「若者向けの政策を提案するのはコスパが悪い」と考えてしまうかも…。

こういった状況を改善するためには、若者一人一人が投票に行き、若い世代が政治に関心があることを政治家に示して、「若者向けの政策を提案することは当選のために無駄ではない」と考えるようになれば、状況は変わってくると思うんだ！

